

●パラナ州治安情報(パラナ州殺人率の驚異的な上昇)

15日付当地ガゼッタ・ド・ポーヴォ紙は、14日、サンガリ研究所(Instituto Sangari)が公表した2012年バイオレンスマップの結果として、2010年パラナ州殺人率(10万人当たり34.4人)及び2010年クリチバ市年殺人率(同55.9人)は、全伯平均(同26.6人)を大きく上回り、且つ2000年の同調査結果と比しても驚異的に上昇している旨報じています、概要を以下のとおりお知らせします。

尚、同紙は、過去30年間の全伯的な治安悪化は、大都市から地方に移行している傾向があるも、パラナ州においては逆にクリチバ市及び同大都市圏に集中したままである旨指摘しています。

1. パラナ州殺人率

(1) パラナ州殺人率は、2000年(10万人当たり10.8人)から2010年(同34.4人)にかけて86%上昇。このため、全伯州別殺人率上位16位から9位に悪化した。

(2) なお、2009年(同35.1人)から2010年(34.4人)の同州殺人率は減少したものの、同州は全伯州別殺人率上位2位(2000年)から17位(2010年)となったリオデジャネイロ州以上の高数値を維持している状況。

2. クリチバ市殺人率

クリチバ市殺人率は、2000年(同26.2人)から2010年(同55.9人)にかけて113.2%上昇。当市は全伯州都別殺人率において20位から6位に悪化している。

3. 全伯都市別殺人率

パラナ州カンピーナ・グランデ・ド・スル市(クリチバ大都市圏)の2010年殺人率(同130人)は全伯2位、同州グアイラ市(パラグアイとの国境都市、同112.8人)は全伯4位と各々治安が悪化しており、パラナ州内2都市が上位にランクインした。

4. 殺人率悪化の原因分析

(1) 殺人率悪化の原因としては、パラナ州においては、安価に入手可能なクラック及び麻薬密売が挙げられるが、更に州政府による治安政策の欠如、治安関連予算不足(治安関連科学技術に対する投資不足)及び司法分野における近代化の遅れが指摘できる。更に、過去に実施された「大麻自由化を求める」街頭行進にみられるように、麻薬に対する民意の変化も挙げられる。

(2) なお、クリチバ市及び同大都市圏の治安悪化については、地方からの人口流入に対応できないインフラ整備の欠如も指摘できる。

5. パラナ州政府の対応

パラナ州公安局は、先般策定されたパラナ・セグロ4ヵ年計画により同殺人率を現在の34.4人から21.5人に削減したいとしている。

●クリチバ治安情報(クリチバ市における薬物及び銃器の大量押収)

8日付当地ガゼッタ・ド・ポーヴォ紙はクリチバ市において銃器及び薬物が大量に押収された旨報じています、概要を以下のとおりお知らせします。

1. 8日未明、クリチバ市シャシン地区において、市民警察強盗窃盗署は、強盗団（男3名）を逮捕し、銃器（ライフル4丁（アメリカ製、ロシア製及びブラジル製）、機関銃4丁（ペルー製、ポルトガル製及びブラジル製）、ショットガン1丁、カービン銃1丁及び拳銃7丁）、薬物（大麻32.8kg及びクラック29kg）、現金7,800レアル及び車輛5台を押収した。

2. 銃器等はクリチバ市シャシン地区に所在する3軒の強盗団自宅より押収された。押収された銃器の殆どは、パラグアイからグアイラ市を經由し密輸されたと見られており、組織は銃器を違法に販売するとともに他の犯罪組織へライフル1丁3万レアルという高額で貸出していた。押収された物の中には、ブラジル軍隊専用ライフルもあった。

3. 押収された現金の中には、破壊したATMから現金を取り出した際に染色されたと思われる多数の紙幣があったので、市民警察は銀行強盗の容疑について現在捜査中である。

●感染症広域情報の発出（海外へ渡航される皆様へ（動物検疫に関する注意）の更新）

年末年始や旧正月で海外へ渡航されることがあると思いますが、海外では、多くの国で家畜の悪性伝染病である口蹄疫や鳥インフルエンザが発生・流行している場合があります。特に、口蹄疫については、現在、中国、台湾、東南アジアなどの国々で発生しており、注意が必要です。

これらの病原体を日本国内へ持ち込まないように、注意すべき対策について、以下のとおりお知らせします。

1 病原体を日本へ持ち込まないために、海外では、家畜を飼養している農場などへの立ち入りは極力避けるようにしてください。やむを得ず海外で牛や豚、鶏などの家畜のいる場所に行った方や日本国内で家畜に触れる予定のある方は、帰国時に空海港の手荷物引き取り場内にある動物検疫所カウンターに必ずお立ち寄りください。

また、入国時に動物検疫に関する質問票が配られたり、質問が行われることがありますので、ご協力をお願いします。

2 帰国時には、空海港において、すべての方を対象に靴底の消毒を実施していますので、消毒マットの上を歩いていただくようご協力をお願いします。

3 また、海外から検査証明書のない肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品を日本へ持ち込むことはできませんのであらかじめご留意ください。

○参考情報：動物検疫所：<http://www.maff.go.jp/aqs/index.html>

「海外へ旅行される方へのお願い」：

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「畜産物の輸出入」：

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/index.html>

（問い合わせ先）

○外務省領事局政策課（医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2850

○外務省領事サービスセンター（海外安全担当）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902

○外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

（携帯版） <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>